

軌道の運賃及び料金に関する職権の区分(旅客関係)

	大 臣 権 限	地 方 運 輸 局 長 権 限
I 運賃 関係	右記を除く全てのもの	1 「鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示」(平成8年運輸省告示第175号)で定める軌道経営者に係る運賃の設定・変更(上限価格制に係る事前報告を含む。) 2 1に掲げる者以外の軌道経営者に係るもののうち、以下に掲げるもの (1) 貸切旅客運賃の設定・変更 (2) 線路延長に伴う運賃の設定中、現行の運賃を単純に又は遠距離逓減的に拡張するもの 3 1及び2に掲げるもののほか、以下に掲げるもの (1) 線路延長に伴う運賃の適用(現行の運賃を適用するもの)の事前報告 (2) 複数経路選択可能区間における短絡経路の適用の事前報告 (3) 駅の新設又は移設に伴う運賃の適用(現行の運賃を適用する場合)の事後報告
II 料金 関係		1 特別急行料金等 2 特別車両料金等 3 座席指定席料金等
III 割引 関係		1 特殊割引等 2 回数乗車券及びプリペイドカード等に係る割引(割引率が2割以内のものに限る。) 3 営業割引(割引率が5割以内のものに限る。)

(注) 公職選挙法に基づく選挙関係の運賃の設定変更は本省処理事項である。